

○真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付要綱

平成30年3月27日

告示第69号

改正 平成30年10月1日告示第196号

令和5年3月16日告示第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市で新たに創業する者が行う新しいマーケットの創出を支援し、地場産業の振興を図ることを目的に、新製品開発及び販路開拓に対し、予算の範囲内において補助（以下「補助金」という。）するための事業（以下「補助事業」という。）について、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市内で新たに創業する者」とは、市内において新たに個人開業、会社等の設立又は事業所等の設置（以下「個人開業等」という。）を行う中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する者で、個人開業等をした日から3年以内のものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内で新たに創業する者で、新製品開発及び販路開拓を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税等を滞納している者及び他の機関からこの要綱に基づく補助と同種の補助を受けている者は、対象者とはならない。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 この補助の対象となる事業は、別表に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）であり、補助の対象となる経費は、補助対象事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限は30万円とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助事業の期間及び交付の申請期間)

第6条 補助事業の期間及び交付の申請期間は、令和5年4月1日から5年間とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 開業届の写し（個人で税務署に開業届を提出している場合）又は登記簿謄本及び定款の写し（法人登記をしている場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請は、1事業者1回限りとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請書に係る書類の審査を行い、相当と認めるときは真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業完了後、真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金実績報告書（別記様式第4号）に、補助対象経費の金額がわかる領収証等の写しを添えて、速やかに提出しなければならない。

（補助金交付額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付額確定通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付請求書（別記様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

改正文（平成30年告示第196号）抄

平成30年10月1日から適用する。

令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費
1 新製品開発	(1) 大学及び研究機関等との共同開発に係る経費（負担金） (2) 原材料及び副資材の購入に係る経費（原材料費） (3) 設備及び機械装置の購入並びにリースに係る経費（工事請負費、備品購入費、使用料及び賃借料） (4) 工具器具の購入に係る経費（消耗品費及び備品購入費） (5) 外注加工及びデザイン開発に係る経費（委託料） (6) その他市長が特に必要と認める経費
2 販路開拓	(1) 見本市・展示会の会場に係る経費（委託料、使用料及び賃借料） (2) 出品物の輸送に係る経費（通信運搬費） (3) その他市長が特に必要と認める経費

注) 経常経費と見なされる経費は対象としない。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

真岡市長 様

住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名 ㊟

年度真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付申請書

真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、同要綱第3条第2項の規定による他の機関からの同種の補助は受けておりません。また、補助要件審査のため市税等の納付状況について、調査することに同意します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助対象経費 金 _____ 円
- (2) 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 開業届の写し（個人で税務署に開業届を提出している場合）又は登記簿謄本及び定款の写し（法人登記をしている場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

***** 市役所記入欄 *****

市税の納付状況	滞納なし ・ 滞納あり
	年 月 日 担当

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 企業等の概要

企業等の名称	
代表者氏名	役職 氏名
所在地	
市内で新たに 創業した日	創業日 年 月 日 (法人の場合 登記日)
資本金 (法人の場合)	円
常時使用する従 業員数	人
業種	
連絡担当者	(役職) (氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)

注) 会社概要のわかるパンフレットがあれば添付してください。

2 事業実施の内容等

実施事業名	
実施予定期間	開始 年 月 日
	完了 年 月 日
事業費総額	円
補助対象経費	円
事業内容等	<p>(1) 事業の目的</p> <p>(2) 事業の内容(具体的に記入してください。)</p> <p>(3) その他事業を実施する上で参考となる事項</p>
委託事業の内容	<p>(1) 委託先 所在地</p> <p>(2) 委託内容</p>

注) 事業内容の参考となる資料があれば添付してください。

3 収支予算書

(1) 収入の部

費 目	予 算 額	備 考
合 計		

(2) 支出の部

費 目	予 算 額	備 考
合 計		

注) 補助対象経費には、管理費、運転資金等経常経費とみなされる経費は含まれません。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

真岡市長

年度真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金について、下記のとおり決定したので、真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付額 金 _____ 円

2 条件 事業完了後は、真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金実績報告書（様式第4号）に補助対象経費の金額がわかる領収証等の写しを添えて、速やかに提出すること。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

真岡市長 様

住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名 ㊟

年度真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金実績報告書

真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付額

(1) 補助対象経費 金 _____ 円

(2) 補助金額 金 _____ 円

2 事業着手日 _____ 年 月 日

3 事業完了日 _____ 年 月 日

4 収支決算書

(1) 収入の部

費 目	予 算 額	決 算 額	備 考
合 計			

(2) 支出の部

費 目	予 算 額	決 算 額	備 考
合 計			

注 1 補助対象経費には、管理費、運転資金等経常経費とみなされ得る経費は含まれません。

注 2 支出の内容及び添付書類は、契約書、領収書及び請求明細書等の写しを添付すること。

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

真岡市長

年度真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金について、下記のとおり額を確定したので、真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 確定金額 金 _____ 円

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

真岡市長 様

住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名 ㊟

年度真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知
があった真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金を下記のとおり
交付されるよう真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付要綱
第11条の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)